

防府市有害鳥獣捕獲対策協議会会則

（ 名 称 ）

第 1 条 本会は、防府市有害鳥獣捕獲対策協議会という。

（ 目 的 ）

第 2 条 本会は、有害鳥獣の捕獲について山口県防府猟友会を主体とした捕獲体制を確立し、もって円滑かつ積極的な捕獲の推進を図ることを目的とする。

（ 協 議 ）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議を行う。

- 1 被害発生予察表に基づく具体的な捕獲計画（捕獲組織、捕獲従事者、捕獲方法、捕獲期間、捕獲区域等）の樹立に関すること。
- 2 隣接市町村の境界付近における有害鳥獣捕獲の調整に関すること。
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に関すること。
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金事業に関すること。
- 5 その他有害鳥獣捕獲実施に必要な事項に関すること。

（ 組 織 ）

第 4 条 本会は、委員 20 名以内で構成する。

2 委員は次の職をもってあてる。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 防府市産業振興部長 | 6 山口県農業協同組合防府とくち |
| 2 山口県防府猟友会長 | 統括本部長 |
| 3 山口県中央森林組合防府地区理事 | 7 鳥獣保護管理員 |
| 4 防府市農業委員会会長 | 8 学識経験者 |
| 5 山口県農業共済組合中部支所 | 9 防府警察署生活安全課長 |
| 佐波地区統括 | 10 防府市農業公社事務局長 |

（ 任 期 ）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（ 役 員 ）

第 6 条 本会に会長、副会長（2 名）、監事（2 名）をおく。

会長には産業振興部長をあて、副会長は山口県防府猟友会長並びに山口県中央森林組合防府地区理事、監事は農業委員会会長並びに山口県農業共済組合中

部支所佐波地区統括をもってこれにあてる。

- 2 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 本会に顧問をおくことができる。

（ 会 議 ）

第 7 条 会長は必要に応じて会議を招集し、議長には会長をもってこれにあてる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長あるいは委員の中から議長を選出することができる。
- 3 会議は委員の過半数以上の出席により成立するものである。
- 4 会長は必要に応じ本会に委員以外の者の出席を求めて、意見をきくことができる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、会長において会議で決すべき事項（特に定めのある場合を除く。）について会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、書面によってこれを決することができる。この場合においては前項の規定を準用する。

（ 会 計 ）

第 8 条 本会が必要とする経費は、国、県若しくは市又はその組織する団体等からの交付金、補助金又は助成金をもって、これにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり3月31日に終わる。
- 3 本会の収支予算等は、本協議会の議決により定める。

（ 事 務 局 ）

第 9 条 本会の事務を処理するため、防府市農林水産振興課内に事務局をおく。

- 2 事務局に局長その他職員を置き、会長が市職員の中から委嘱する。

（ そ の 他 ）

第 10 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が本会に諮って定める。

附 則

この会則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9 年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 15 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 11 月 28 日から施行し、改正後の防府市有害鳥獣捕獲対策協議会会則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 26 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。ただし、平成 28 年度の会計年度は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、経過措置として平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日とする。

附 則

この会則は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。